各国の審査・規制に関する主要項目の比較

		日本	アメリカ	ΕU	オーストラリア	カナダ
各		製造・輸入実績数量の	なし	表示制度	なし	なし
国		届出				
の		特に必要がある場合				
規		の取扱いに関する指				
制		導・助言				
	リスク	製造·輸入予定数量及	同意命令	分類、表示では十分な		
	評価に	び実績の届出	SNUR (重要新規利用規		・製造、輸入又は使用の	
	基づく	必要な場合の製造・輸	則)	合に市場、使用規制	際に遵守すべき予防措	_
	リスク	入量の制限	生態影響に関する命令の		置及び制限措置	SNA(重要新規活動)
	管理	取扱いに係る技術上			・製造又は使用する場所	
		の指針の策定・公表及び			から大気又は水系への	2年を超えない期間当
		必要がある場合の勧告	・生態毒性試験の実施		排出の管理	該物質の製造又は輸入を
		表示	・表示や MSDS の提供		・包装、表示、取扱い、	禁止
		特に必要がある場合			貯蔵又は廃棄	補足情報又は追加試験
		の取扱いに関する指	・提供対象者、方法の限		・使用法	結果が当局に提出され、審
		導・助言	定			査されるまで、製造・輸入
			・廃棄方法の限定			を禁止
			・水排出限度の遵守			
ļ	D D T		・記録の保持	+&±-1-r-	ウ本物のロセカリア 芋	D D T O D T / T U T
	P B T	原則として製造・輸	PBTカテゴリーに該当	検討中	審査過程において、蓄	
	化学物	入・使用の禁止	する新規物質については特別ないがった。		積性も特に考慮されて	を設け、レビューを行っ
	質の規		別なレビューが行われる。		いる。	ている。
	制		これらの物質が環境中で不			
			当なリスクを生じないこと			
			を届出者が証明するまで、			
			EPAは製造を止めること			
			もできる。			

		日本	アメリカ	E U	オーストラリア	カラ	ŀダ
量						NDSL 収載	NDSL 非収
ات	4001	で ウ 。###4 ナ ル	C 中 5 体 担 大 担 川	~ > !-+*E^+= [] * !\			載
よる	~ 100kg	所定の情報を申出	所定の情報を提出	さらに試験項目減少	所有データ提出	届出免除	届 出 免 除 (20kg 未満)
段	100kg ~				 限定届出(生態毒性なし)		所有データ
階	1t			なし)	成た海山(土地寺になり)		提出(生態
的							毒性含む)
な	1t ~ 5t	一般届出(生態毒性な		一般届出(生態毒性試験	一般届出(生態毒性試験	所有データ	
届		し)		結果含む)	結果含む)	提出(生態	可能データ
出	- 10:					毒性含む)	提出(生態
	5t ~ 10t		加巴山(氏去一)力大坦	の味ずなに丁の畑の泊切		所有・入手	
	10t ~		一般届出(所有データを提出(生態毒性含む))	段階ごとに下の欄の追加 届出が必要		可能データ 提出(生態	一 般 庙 山 (生態毒性
			一 四(王宓母任百 0))			毒性含む)	試験結果含
						41110)	む)
							- ,
	L= 44 4 4 4 1			10.1 BURN 50.1-		\ 	+ m (%)(m -
	加的な試	有害性調査(生態毒性					吉果が当局に
	要求(主とて生態影	なし)	い、リスクが高そうな場合に試験の実施を求めること	達9ると、ミンノコ長期、 魚長期、ミミズ、植物の	数量増加、毒性情報入手 等)により第二次の追加	提出され、智力を表	音宜されるよ 入を禁止とな
	の観点)		がある。	試験を要求できる。試験	サイドスリネー人の追加 届出を要求。	る規制あり。	八を宗正しな
	プロ 田ルハバ ノ		7000。 高い暴露量が予測される		шшсхо	© 145 th 102 2 8	
			物質(生産量年 100t 以上、				
			人への高暴露又は環境への	定して試験実施を要求。			
			排出が多い等)については、	100 t/y 又は累計 500			
			届出事業者と合意の上、人	=			
			への毒性、生態毒性、生分				
			解性等の試験結果の提出を 要求。	植物の試験を要求。			
			女小。	1000 t/y 又は累計 5000 t/y に達すると、魚			
				の追加、鳥類、他生物の			
				試験を要求。			

	日本	アメリカ	EU	オーストラリア	カナダ
閉鎖的用途	医薬品中間体	LoREX(低い環境放出及	場所が限定される中間	年間10tまでの場所	場所限定中間体(カナダ
による一般	事業者内で使用する	び低い人暴露)	体(一部の国を除く)	限定製造	国内の別の工場へ輸送さ
届出の免除	中間体				れて使用されるものを含
					む)は累計50tまで一般
					届出免除。NDSL に収載
					されている場合は、生態影
					響試験要求無し。
一般届出に	自然環境での安定性	特定の反応性官能基をも	水抽出度が10mg/	ポリマーの電荷密度が	カチオンポリマーでな
必要な試験	水及び溶媒への溶解	たないこと	1未満	低いこと	いもの
が免除にな	性(溶解するものは分子	カチオン、重金属を含ま		水溶解度が20 で1	分解しないもの
るポリマー	量1000未満のオリ	ないこと		mg/l 未満であること	C,H,N,O,Si,S のうち 2
の要件のう	ゴマーが1%未満)	変質しないこと		残留モノマー含有量	種以上を含むもの
ち、分子量、		吸水性でないこと		が、ポリマーが有害と分	C,H,N,O,Si,S,F,Cl,Br,I
既存物質以				類されない程度のもので	以外を含まないもの
外の要件(た				あること	特定のイオンを含まな
だし、分子量				環境の pH 範囲(4~	いもの
の要件は国				9)でカチオン性又はア	特定の官能基を含まな
によって異				ニオン性を示さないこと	いもの
なる)				空気動力学的径が 70	
				μm未満の粒子が1%未	
				満であること	
				使用条件下で安定であ	
				ること	
				反応性官能基を含まな	
				いこと	

表 各国、地域における新規化学物質の主な法定届出項目 (一般届出の場合の環境リスク評価関連届出項目)

	日本(化審法)	米 国	ΕU	オーストラリア	カナダ
1.物理化学的性質	* 1				
1)水溶解度		(手持データ			
2)脂肪溶解度		で可)			
3)分配係数	* 2]			
2.生態毒性データ					
1)急性魚毒性		(手持データ			
2)急性ミジンコ毒性		で可)			
3)藻類生長阻害		_			
4)活性汚泥呼吸阻害					
3.環境中挙動に関するデータ					
1)生分解性		(手持データ			
2)濃縮性		で可)			
3)加水分解性	* 3				
4)吸脱着スクリーニング					
4.暴露に関するデータ					
1)予定用途					
2)製造・輸入予定数量					
3)用途ごとの使用割合又は量					
4)物質の出荷先			* 4		
5)環境への排出量					
6)製造・使用による一般市民・					
環境への暴露の予測				1	
7)製造事業所名・場所					
8)届出者の下の取扱事業所					
名・場所					
9)製造プロセス					
10)使用プロセス					
11)事業所での取扱量					
12)事業所ごとの排出量					
13)事業所での排出ポイント					
14)汚染防止施設・措置					
15)使用過程での環境への排出					
16)廃棄物の形態、量					
17)廃棄方法					

- *1 具体的な項目については定められていない。
- *2 濃縮度試験に代わって提出することが可能。
- *3 加水分解する場合。